

平成 29 年度グッドマナーキャンペーン具体的な声かけ例

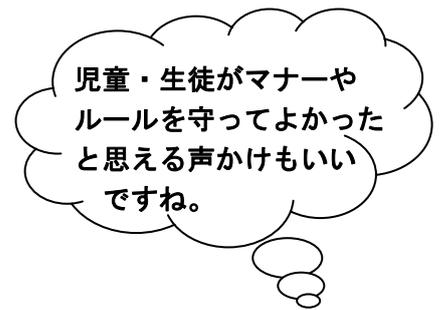
★重点目標★

- ・気持ちのよい挨拶をしよう！
- ・自転車に乗るときはヘルメットを着用しよう！
- ・スマートフォンの操作など「ながら運転」「ながら歩き」はやめよう！



●公共マナー

- ・気持ちのよい挨拶をしましょう。
- ・割り込み乗車はやめましょう。
- ・混んでいる時は、荷物をひざの上か網棚におきましょう。
- ・バスや電車の中で大声を出すのはやめましょう。
- ・地面や床に座ったり、たむろしたりするのはやめましょう。
- ・道路等にごみを捨てるのはやめましょう。



●交通ルール

<歩行者>

- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・右側通行をしましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第1項
- ・歩道を通りましょう。
→【通行区分】道路交通法第10条第2項
- ・横断歩道を渡りましょう。
→【横断の方法】道路交通法第12条第1項

<自転車>

- ・携帯電話やスマートフォンを操作しながら運転するのはやめましょう。
- ・イヤホンなどで音楽等を聴きながら運転するのはやめましょう。
→【安全運転の義務】道路交通法第70条、【運転者の遵守事項】道路交通法第71条第6号
【運転者の遵守事項】石川県道路交通法施行細則第12条第5号、11号、12号
- ・信号を守りましょう。
→【信号機の信号等に従う義務】道路交通法第7条
- ・一列で走りましょう。
→【軽車両の並進の禁止】道路交通法第19条
- ・交差点では一時停止しましょう。
→【指定場所における一時停止】道路交通法第43条
- ・迷惑駐輪はやめましょう。
→【停車及び駐車を禁止する場所】道路交通法第44条、【駐車を禁止する場所】道路交通法第45条
- ・夜間はライトをつけましょう。
→【車両等の灯火】道路交通法第52条第1項、
【道路にある場合の灯火】道路交通法施行令第18条第1項第5号、
【軽車両の灯火】石川県道路交通法施行細則第9条第1項
- ・二人乗りはやめましょう。
→【乗車又は積載の制限等】道路交通法第57条第2項
【軽車両の乗車又は積載の制限】石川県道路交通法施行細則第10条の2第1号
- ・傘さし運転はやめましょう。
- ・ヘルメットを着用しましょう。

